

狭山市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は昭和29年に1町5か村の合併により、埼玉県内15番目の市として発足したまちである。人口については、昭和40年代後半から50年代前半にかけて大きく増加したが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成6年6月の16万3,647人をピークに減少傾向にあり、令和5年1月1日時点では14万9,360人となっている。少子高齢化の進展から自然減の傾向は続いているが、令和3年と令和4年は2年連続して大幅な社会増となっている。

工業については、市内には川越狭山工業団地と狭山工業団地の2つの工業団地が整備され、複数の大企業の大型工場を核とし、輸送用機械器具、化学工業、汎用機械器具、印刷、食料製造品業といった多種多様な業種の中小企業者が立地している。また、高い技術力を活かした高付加価値製品の製造によりニッチな分野で活躍し、高いマーケットシェアを誇る中小企業も多く立地している。

商業については、商店数・販売額が減少しており、特に売場面積が広く、従業者数も多い大型の商店は販売額が増加する一方で、小規模な商店は減少する傾向にある。

農業については、埼玉県の地域産業資源に指定されている狭山茶や里芋の主な産地として知られ、特に里芋は全国でもトップレベルの生産量と品質を誇り、高級料理店等でも使用されるなど本市における特産品の一つである。他方、都市化の進行に伴い、全体として見ると農地や農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、就業者の高齢化も進行している。

近年では、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻を起因とする原油高・物価高騰は、中小企業等においても売上の減少や既存事業の事業再構築も迫られるなど大きな影響があった。また、国では令和2年に2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、これを受けて本市も令和3年にゼロカーボンシティ宣言を表明し、地域全体の脱炭素化を推進している。中小企業等においても脱炭素化といった事業環境の変化を捉え、省エネルギー化へ向けた設備投資や再生可能エネルギーの切替え、経営環境の脱炭素化が求められている。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少などは中小企業の人材確保の状況を招き、こうした課題を解決するためにはデジタル化やDXにより生産性の向上を図る必要がある。

本市の状況を踏まえ、事業環境の変化に柔軟に対応しようとする中小企業等の企業活動の持続可能性を高め、稼ぐ力の向上を図り、地域経済の持続的な発展を実現するために、老朽化が進む設備を生産性の高い設備への更新し、生産性向上を図る中小企業者の設備投資への支援を行う。

(2) 目標

中小企業者の生産性向上を図るための設備投資を支援する。

このため、中小企業者が作成する「先端設備等導入計画」の15件の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

「先端設備等導入計画」を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象となる先端設備等の種類は、生産性向上に不可欠なものとして、直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、「中小企業等経営強化法施行規則第7条1項」に定める先端設備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど健全な地域経済の発展に配慮する。